

令和7年(わ)第250号 業務上横領被告事件
令和8年3月27日 宮崎地方裁判所刑事部宣告

主 文

被告人を懲役1年6か月に処する。

この裁判確定の日から3年間刑の執行を猶予する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、平成24年4月から令和3年3月まで、A協会の理事長として、同協会の予算の管理、経費の支出などの業務に従事していたものであるが、公益財団法人B協会から前記A協会に交付された令和2年度選手強化補助金524万3200円を、令和2年9月24日、株式会社C銀行D支店に開設された被告人名義の普通預金口座に振込入金を受けて、前記A協会のために業務上預かり保管中、私的に依頼した弁護士に対する弁護士費用の支払に充てる目的で

- 1 令和3年1月13日午後2時48分頃、宮崎市(住所省略)E株式会社F・G店において、同店に設置された現金自動預払機を使用して、同口座から、株式会社H銀行I支店に開設されたJ法律事務所名義の普通預金口座に44万円を振込送金し、もって前記補助金のうち30万8335円(被告人個人の資金である可能性のある13万1665円を控除した額)を横領した。
- 2 同日午後2時49分頃、前記F・G店において、同店に設置された現金自動預払機を使用して、前記被告人名義の口座から、前記J法律事務所名義の口座に44万円を振込送金し、もって前記補助金のうち44万円を横領した。

(証拠の標目)

省略

(法令の適用)

省略

(量刑の理由)

本件の被害額は、74万8335円と比較的高額である。また、公益性の高い団体の理事長であった被告人が、公金を原資とする選手等のために支出すべき資金を私的な用途に流用した点については、そうした仕組みに対する信頼を揺るがせかねない悪質なものであり、厳しく非難すべきである。

他方で、被告人は、被害額に満つる金額を弁護人に預けており、被害弁償が確実な状況にある。また、被告人は、事実を認めて反省の態度を示している。そこで、被告人に対しては、懲役刑の執行を猶予することとした。

(求刑 懲役1年6か月)

令和8年3月27日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判官 古 川 翔